

議案第 27 号

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市東公民館を廃止し、北名古屋市西公民館を北名古屋市公民館に改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
北名古屋市公民館	北名古屋市法成寺蔵化60番地

第11条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用区分 室名	午前9時 ～正午又 は午後6 時～午後 9時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時又は午 後1時～ 午後9時	午前9時 ～午後9 時	超過1 時間につ き
	円	円	円	円	円
工作室	1,200	1,520	2,720	3,600	520
料理室	1,200	1,520	2,720	3,600	520
視聴覚室	1,140	1,440	2,580	3,420	490
展示室	210	280	560	840	90
展示コーナ ー	270	360	720	1,080	110

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この

場合の使用料は、「超過 1 時間につき」の欄に定める額とする。

- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1. 2 倍の額とする。ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。  
(北名古屋市文化勤労会館条例の一部改正)
- 2 北名古屋市文化勤労会館条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「北名古屋市西公民館」を「北名古屋市公民館」に改める。